

貯蓄預金

平成 25 年 10 月 1 日現在

1. 商品名	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻しできます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・10 万円未満、10 万円以上 50 万円未満、50 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 300 万円未満、300 万円以上の 5 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示金利の各々の金額階層別の利率を適用します ・年 2 回（2 月、8 月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 1 円とした、1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	・平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります（ただし、マル優をご利用の場合は除きます）
8. 手数料	・キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
9. 付加できる 特約事項	・少額貯蓄非課税制度の対象となるお客様は、マル優のお取り扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当（9 時～17 時、電話：0120-0988-50）にお申し出ください。 紛争解決措置 静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考と なる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・「総合口座」取り扱いはできません ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）